CONE役員応募にあたっての確認事項(理事)

以下の内容についてご確認いただき、同意される場合はご記名ください。

- 1. 「特定非営利活動促進法」に定める要件の確認
 - (1) 第20条(役員の欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- ー 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百八条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経 過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
- (2) 第21条(役員の親族等の排除)

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

- 2. 「特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会 定款」に定める要件の確認
 - (1) (選任等)

第16条 役員は、総会の議決により選任する。

- 2 代表理事、副代表理事、常任理事は、理事会において互選する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶 者および三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。
- 3. 「役員候補者推薦規程」に定める要件の確認
 - (1) (役員候補者の公募)

第11条

- 2 理事及び監事は、原則として担当業務について「役員評価制度」に基づき評価されることを受諾でき、2年間の責任執行ができる者とする。
- (2) (役員候補者の選考要件)

第13条 役員候補者は、以下の要件を満たしていなければならない。

- ①この法人の目的や運営を十分に理解し、事業の遂行に積極的で熱意があり、かつ執行できる見込みがあること。
- ② 健康であり、業務に支障がないこと。
- ③ 1年度内の理事会及び各種会議におおむね3分の2以上、出席できる見通しがあること。
- ④ 担当業務に取り組む資質能力を備えていること。
- ⑤ 自然体験の指導や自然体験活動に関する指導者の養成もしくは組織運営のいずれかに携わる経験を有していること。
- ⑥メールでの事務連絡やオンライン会議に、円滑かつ積極的に対応できること

上記1~3について確認し、同意することをこ	こに表明いたします。	
氏名		